

## オンライン、郵送、ドライブスルーでの検査実施時の留意事項

### 1. オンラインまたは郵送での検査を実施する場合

- ① オンラインにより生じる不自由等について検査申込者に説明の上、オンラインまたは郵送によることについて検査申込者の同意を得ること。
- ② 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- ③ 検査の受付またはキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- ④ 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。
- ⑤ 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持された場所での検体採取を求めること。

### 2. ドライブスルー形式で検査を実施する場合

- ① 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること。
- ② 駐車場等には、必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ窓をあけるよう案内すること。
- ③ 検査受検者のプライバシーに十分留意すること。